

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

100年の森林とみちづくり計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

岡山県及び岡山県英田郡西粟倉村

## 3. 地域再生計画の区域

岡山県英田郡西粟倉村の全域

## 4. 地域再生計画の目標

西粟倉村は岡山県の最東北端で、北は鳥取県、東は兵庫県に接する県境に位置し、人口1,520人(平成22年国勢調査)、人口減少率9.7%で、人口減少に歯止めがかからない過疎の山村である。

しかし、高齢化率は前回調査34.1%に対し、31.8%とわずかではあるが、歯止めがかかった状況にある。

産業は、村の中央部を縦貫する吉野川と国道373号に沿ったわずかな農地と5,000ヘクタールの山林(林野率95%、人工林立84%)とを中心とする農林業と、関西圏から短時間で利用できる「大茅スキー場」、中国地方随一のラジウム含有量を誇る「あわくら温泉」、地元農産物加工直売所「旬の里」、道の駅「あわくらんど」等の観光資源・施設を核とした観光事業に依存している。

しかし、農業は狭小な農地であるため大量生産が困難で市場出荷できるものが限られること、林業は低迷を続ける木材市況から依然として厳しく、さらに後継者不足は深刻な問題となっている。

一方、国道373号が山陽と山陰を結ぶ幹線道路であることから、交通量が多く、平成24年度完成の自動車専用道路鳥取自動車道に代表される道路網の発達とモータリゼーションの進展により着実に経済圏、社会圏は拡大している。

そこで、山村である西栗倉村は、都市と山村との役割を再認識し、原点に帰って林業を活性化させ、活気あふれる山村構築を目標とした。

具体的には、山林所有者から村が山林の管理委託を受け、山林を団地化、団地化した山林を森林組合等の林業技術者により集団間伐や作業道作設などを行うシステム「100年の森林づくり事業」を構築し、山村にとって喫緊の課題である間伐に取り組んでいる。

加えて、このシステムに木材利用機能を持たせるために、西栗倉村も出資して(株)森の学校を設立した。(株)森の学校は、製材機能等を持つニシアワー製造所を持ち、原木の市場出荷のみに頼っていた木材出荷を木材を加工・産地直送で販売するという新たな販売ルートを構築している。

また、このシステムには、四季を通じた林業や木材を題材とした体験型の都市と山村との交流機能を持たせており、親子体験ツアー「父さん最高!!夏休み!」や「かんじきラリー」等に代表される親子や家族を対象とした長期滞在型の都市との交流を図っている。

結果として、このシステムへの参加を目指して、地元そしてIターンの若者が就業し、若者の定住促進、雇用の場の確保につながっている(平成24年12月現在、30世帯52人が転入)。

しかし、「100年の森林づくり事業」システムを定着させ成功させるためには、安全且つスムーズに目的地に到着することが絶対の必要条件である。そのためには、道路を効率的に整備することが喫緊の課題であり、道路を整備することで林業をメインとし、都市との交流という観光事業等をサブとした地域の活性化が図られる。

(目標1)地域森林計画に定めた施業面積の増加

利用区域内の森林施業面積 150ha/年→180ha/年

(目標2)スキー場への安全確保と時間短縮

国道373号からスキー場へ 36分→35分

## 5. 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

西栗倉村にとって長期滞在型の観光交流拠点である、若杉天然林、大茅ス

キー場、駒の尾やダルガ峰へのアクセス道である村道大茅線、林道ダルガ峰線の改良と、目標達成のために村道と関連づけて整備する必要のある林道塩谷北線等の改良を行い、安全な通行を確保する。

また、地球環境の観点から、再生可能なエネルギーの活用にも取り組むこととする。

## 5-2法第4章の特別の措置を適用して行う事業

### 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を完了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道； 道路法に規定する市町村道に昭和 55 年 7 月 1 日に認定済み。
- ・林 道； 森林法による吉井川地域森林計画（平成 20 年樹立）に路線を記載。

[施設の種類（事業区域）、実施主体]

- ・市町村道（西栗倉村） 西栗倉村
- ・林 道（西栗倉村） 西栗倉村

[事業期間]

- ・市町村道（平成 24～26 年度）、林道（平成 24～28 年度）

[整備量及び事業費]

- ・市町村道 0.18km, 林道 2.80km
- ・総事業費 317,290 千円（うち交付金 157,930 千円）  
（内訳）市町村道 177,000 千円（うち交付金 88,500 千円）  
林 道 140,290 千円（うち交付金 69,430 千円）

## 5-3その他の事業

### 「100 年の森林づくり事業」の実施

- ① 森林・林業再生プラン(林野庁)に積極的に取り組み、間伐施業を切捨間伐から搬出間伐にスライドさせる。

- ② 山林の管理を村へ委託する長期施業管理委託契約を締結、管理受託した山林を集約化し、集団間伐を可能にする。
- ③ 管理を委託した山林施業の分担金は村が全て負担し、山林所有者への経費負担を発生させない。
- ④ 集団化した山林に林業専用道及び作業道を開設し、間伐材の搬出をスムーズにし、木材自給率の向上と木材という再生可能エネルギーの有効利用を図る。
- ⑤ 集約化した間伐対象林に高性能林業機械を導入し、経費の低減と作業効率を上昇させる。そのことにより、搬出材の販売益を増大させる。発生した販売益は、山林所有者 50%、西栗倉村 50%で分割し、村は、その販売益を次に団地化した山林の集団間伐の経費に充当し、所有者に経費負担を発生させないという仕組みを継続可能なものとする。
- ⑥ 世界的な森林認証である FSC にグループ加入し、搬出材を認証材とすることで、他地域から搬出される材木との差別化を図る(付加価値をつける)。  
※FSC (Forest Stewardship Council) 認証：環境に配慮し、継続可能な森林管理がなされた森林との認証を受けた森林から搬出された木材であることの認証（世界 77 カ国が参加する世界的認証）。

### **観光事業の振興**

「100 年の森林づくり事業」のもう 1 つの機能である森林を活かした都市との交流により、従来の西栗倉村の観光事業の短所であった『滞在時間が短く、リピーターが限られている』という現状を打破し、目的を持って滞在できるものにシフトチェンジを図る。

### **再生可能エネルギーの活用**

- ① 地球環境の観点から、現在稼働中ではあるが老朽化した小水力発電所の更新を行い、より効率的な再生可能エネルギーの活用を図る。
- ② 「下水処理汚泥＋生ゴミ」の堆肥化を行っているが、住民への啓発を行い、自然が有しているエネルギーの活用を図る。

## **6. 計画期間**

平成 24 年度～平成 28 年度

## **7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な状況調査を実施し、目標達成状況の評価、改善及び事業の再検討を行うことにより、今後の諸事業に反映させる。